

区役所への来庁不要！

取扱処方箋数届出の

電子申請受付を開始します！



開始日

令和6年1月1日

対象

横浜市内の薬局

対象薬局

所在地が
横浜市の薬局

対象の届出

取扱処方箋数の届出
(医薬品医療機器等法
施行令第2条の13に
基づく届)

手続き方法

横浜市電子申請・届出
システムでの届出



医薬品医療機器等法施行令第2条の13に基づく取扱処方箋数の届出について、横浜市全区で横浜市電子申請・届出システムでの届出が可能になります！

システム要件等については、横浜市電子申請・届出システムで御確認ください。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/requirement>)

利用の流れ

- (1) 横浜市ホームページから横浜市電子申請・届出システムにアクセスする

ビジネス



横浜市トップページ>「ビジネス」>「電子申請」

上記のとおり進むと、横浜市電子申請・届出システムにアクセスできます。

- (2) ログインをする（利用者の新規登録をする）

The image shows a login form with the following elements: a close button (X), a text input field for '利用者ID (メールアドレス) 必須' (User ID (Email Address) Required), a text input field for 'パスワード 必須' (Password Required), a 'ログイン' (Login) button, a link 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password), a link '利用者の新規登録はこちら' (Click here for new user registration), a link '他のアカウントでログイン' (Login with another account), and a 'GビジネスIDでログイン' (Login with G-Business ID) button. A callout box points to the '利用者の新規登録はこちら' link with the text '初めて利用する場合はこちらから' (Click here for first-time users).

横浜市電子申請・届出システムのトップページの右上に「ログイン」ボタンがあります。

横浜市電子申請・届出システムを利用するためには利用者 ID が必要です。すでに利用者登録済みの場合は「利用者 ID (メールアドレス)」「パスワード」を入力し、ログインしてください。

未登録の方は、「利用者の新規登録はこちら」をクリックし、画面の説明及び以下の URL のヘルプの「3.3 利用者情報を登録する」に従って登録をしてください。<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/manual/02-StartUsing/03-RegisterUserInformation>

(3) 処方箋数届を検索する

申請できる手続き一覧

キーワード検索

検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

防災・救急・防犯

横浜市電子申請・届出システム
トップページ>手続き一覧（事業者向け）>キーワード検索に「薬局の取扱処方箋数の届出」と入力して検索してください。

検索結果から、「薬局の取扱処方箋数の届出」をクリックします。

(4) 電子申請の手続き開始

申請書・資料

[取扱処方箋数届書 \(Word\)](#)
[取扱処方箋数届書 \(PDF\)](#)

受付開始日
2021年12月8日 0時00分

受付終了日
随時受付

お問い合わせ先
健康福祉局健康安全部医療安全課
メールによるお問い合わせ：☐
電話番号：0456713876

次へ進む

ウィンドウを閉じる

概要等を確認していただき、画面を一番下までスクロールします。

「次へ進む」ボタンをクリックします。

(5) 届出先を選択する

手続きの申請先の選択

薬局の取扱処方箋数の届出 **必須**

薬局が所在する区へ申請してください。（現在、西区及び港南区において実証実験中です。そのため、薬局の所在地が西区又は港南区の場合のみ受け付けています。）

西区福祉保健センター

次へ進む

戻る

薬局の所在地の区福祉保健センター生活衛生課を選択します。

【例】

・薬局の所在地が西区の場合：西区福祉保健センター生活衛生課

選択後、「次へ進む」をクリックします。

(6) 届出事項の入力

フォームの記載例等を参考に届出事項を入力します。

必須 マークがある項目は、必ず入力が必要な項目です。空欄のまま届出を行うことはできません。

また、届出事項の下部にアンケートがございます。御協力いただける場合は、記入をお願いします。

全て入力が終わったら、「次へ進む」をクリックします。

(7) 届出内容の確認

入力した内容に誤りがないか確認します。

修正する場合は、修正したい項目の右に表示される「修正する」をクリックし修正してください。

内容に誤りがなければ、「申請する」をクリックします。

	
<p>(8) 送信完了</p>	<p>登録されたメールアドレスへ【横浜市電子申請（到達通知）】が送付されます。</p> <p>このメールは、システムから自動送信されます。申請や届出が、申請先へ到達したことをお知らせするメールです。</p>

注意事項

- ①電子申請の入力画面では、各画面中に表示されている、「次へ進む」、「戻る」などのボタンを操作してください。ブラウザの『戻る』、『進む』などで操作すると、正しく動作しない場合があります。
- ②画面を表示して60分以上何も操作をしないと、タイムアウト（時間切れ）になります。長時間操作しない場合は、事前に一時保存してください。保存をせずタイムアウトした場合、入力内容は保持されないため、最初からの入力となります。
- ③電子申請では控えの発行を行っておりません。控に保健所の受付印が必要な場合は、従来どおり紙媒体による手続きをご利用願います。なお、横浜市電子申請・届出システムのマイページから申請履歴をご確認いただけます。